

<令和7年度>

釜石市に転入し、新しい生活を始める方を支援します。

Uターン者賃貸支援補助金



対象者

①から④の全てを満たす方が対象です。

- ① 1年以上釜石市外で生活した後、釜石市外(大槌町を除く)から転入し、3年以上住み続ける方。
ただし、次の方は対象になりません。
 - ・ 転勤に伴って転入し、転勤による転出が見込まれる方
- ② ①に該当する申請者が令和7年4月1日時点で39歳以下の方。
ただし、児童(18歳以下)を伴って転入した場合、39歳以上でも申請が可能です。
- ③ 釜石市への転入にあたって、自らが新たに市内に賃貸した住宅であること。ただし、次の場合を除きます。
 - ・ 市民の方が既に契約している住宅に住む場合。
 - ・ 社宅、借り上げ社宅、公営住宅、市が民間から借り上げた住宅に住む場合
- ④ 住居及び生計を共にする方のいずれかが就業していること。
※申請者本人又は同居人が公務員である場合は申請することができません。

補助内容

年間最大 **24万円** の助成

<算定方法>

(月当たりの家賃の額 - 月当たりの住宅手当の額) × 支払った月数 = 補助対象額

- ・ 補助対象額が24万円以上の場合 = 24万円を交付
- ・ 補助対象額が24万円未満の場合 = その額分を交付

- ・ 釜石市に転入後に、実際に支払った家賃に対して、最大24万円を上限に年度ごとに補助を行います。
- ・ お勤め先から住居手当等を受給している場合は、手当分を差し引き、補助対象額を算出します。
- ・ 24万円以上お支払いの場合は24万円を補助し、24万円未満の場合は支払った金額と同額を補助します。

申請期限

転入日から1年以内

交付までの流れ

交付申請

交付決定

交付請求

補助金交付

下記の提出書類をご準備いただき申請いただいた後、市が審査し、条件を満たす場合に限り、**補助金交付決定通知書**を送付します。

※満たさない場合は任意の方法でご連絡いたします。

令和8年3月31日までに支払いが終了したのち、交付請求手続きを行います。

交付請求手続きを行った後、指定された口座に**補助金を交付**します。





※補助金の支払いは翌年4月となります。

提出する書類

※持参での提出をする際は、必ず**印鑑**をお持ちください。

※提出様式、その他詳細は市ホームページでご確認いただけます。
右記QRコードからご確認ください。



<p>①転入の確認</p>	<p>住民票の写し  同一住所の方全員分</p> <p>※同一住所に、別世帯も一緒に住む場合は別世帯全員の住民票も必要です。</p> <p>例) 転入してきた世帯+親世帯が同居 → どちらの世帯も必要</p>
<p>②居住歴の確認</p>	<p>住民票の除票 又は 戸籍の附票</p> <p>市外に1年以上居住していたことが確認できるもの</p>
<p>③住居と手当の確認</p>	<p>お勤め先へ作成を依頼</p> <p>住宅手当支給見込証明書 </p> <p>賃貸借契約書 </p>
<p>④就労の確認</p>	<p>雇用されている方</p> <p>就労証明書</p> <p>個人事業主</p> <p>開業届出済証明書</p> <p>左記以外はご相談ください。</p>
<p>⑤市税の確認</p>	<p>転入直前に住民票のあった市町村の税務担当課へ申請</p> <p>納税証明書  同一住所の方全員分</p>
<p>⑥申請書</p>	<p>交付申請書</p> <p>承諾・誓約書</p> <p>振込口座記入用紙</p> <p>市ホームページでダウンロード、もしくは担当課でお渡します。</p>

令和7年度受付期限

令和8年2月27日(金)が受付期限となります。※転入から1年以内が申請期限。

※申請に虚偽・不正行為があった場合や1年以内に転出された場合は、交付の決定を取り消します。